

申告所得税

2-2 所得階級別人員

(1) 所得者別人員

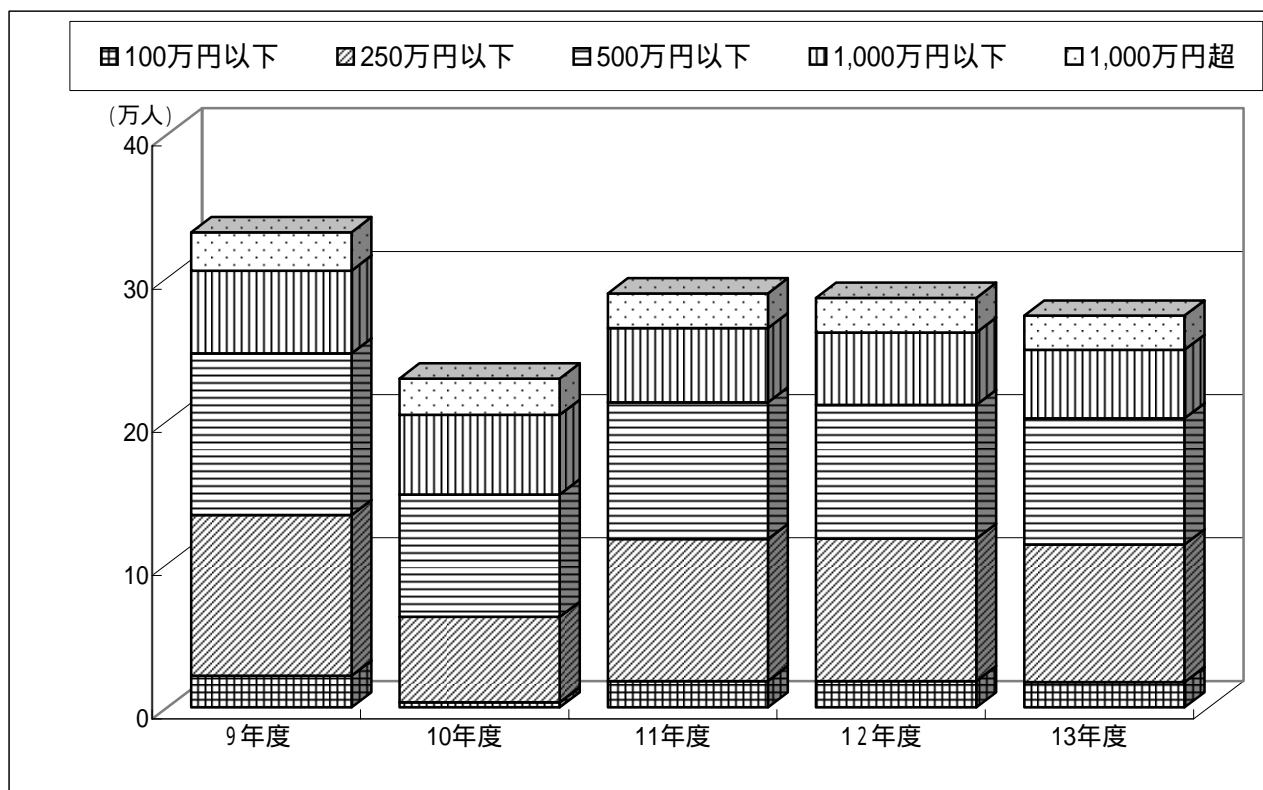
階級区分	合 計 所 得				譲渡所得のある者	譲渡所得のある者のうち短期譲渡がある者	山林所得のある者
	営業等所得者	農業所得者	そ の 他 所 得 者	計			
	人	人	人	人	人	人	人
70万円以下	3,337	126	3,319	6,782	1,609	472	178
100万円 "	5,262	292	5,321	10,875	561	99	43
150万円 "	10,105	1,105	17,292	28,502	753	103	50
200万円 "	11,015	1,673	20,611	33,299	704	52	60
250万円 "	10,988	1,849	21,576	34,413	515	37	28
300万円 "	9,151	1,851	15,860	26,862	543	25	19
400万円 "	12,373	3,240	21,619	37,232	868	37	26
500万円 "	6,246	2,212	15,497	23,955	593	40	14
600万円 "	3,379	1,284	11,821	16,484	465	16	5
700万円 "	1,887	718	9,754	12,359	461	16	8
800万円 "	1,021	352	7,151	8,524	332	10	5
1,000万円 "	1,154	305	8,972	10,431	563	9	2
1,200万円 "	544	106	5,380	6,030	438	5	2
1,500万円 "	534	55	5,171	5,760	427	6	-
2,000万円 "	603	21	4,443	5,067	482	12	2
3,000万円 "	506	7	3,143	3,656	455	5	-
5,000万円 "	361	-	1,871	2,232	310	8	-
5,000万円超	327	-	855	1,182	225	2	-
合 計	78,793	15,196	179,656	273,645	10,304	954	442
				内 89 外	890		外 12

調査対象等： 平成13年分の申告所得税の納税者について、平成14年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示したものである。

- 用語の説明：1 「合計所得」とは、損益通算後純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。
- 2 「変動所得及び臨時所得の平均課税」とは、所得税の納税義務者に変動所得(漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得)又は臨時所得(職業野球選手の契約金等で臨時に発生する所得)ある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は数年間分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。

- (注) 1 「合計所得」の「計」欄の内書は、「変動所得及び臨時所得の平均課税」の適用を受けた者を掲げた。
- 2 「譲渡所得のある者」及び「山林所得のあるもの」欄の人員は「合計所得」欄に掲げた者のうち、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて所得金額を階級区分して再掲した。
なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失であるものを掲げた。

第 - 2図 所得階級別人員の推移



第 - 3図 所得階級別人員の構成比較図

